館山市公私連携幼保連携型認定こども園への移行に係る３者協議会運営要領

令和５年６月３０日制定

（目的）

第１条 館山市に設置する公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定書（令和５年６月２８日締結）第１７条の規定に基づき、館山市立北条幼稚園及び館山市立中央保育園（以下「移行対象施設」という。）から移行する公私連携幼保連携型認定こども園ＯＵＲＳ館山の運営に係る諸事項について確認・協議し、円滑かつ適正な引継ぎと開園後の安定した運営を図るために保護者、公私連携法人及び館山市の３者が協議する場（以下「３者協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（構成員）

第２条 ３者協議会は次に掲げる者をもって構成する。

(1) 移行対象施設の保護者（両施設の代表者各２名程度）

※原則として、公私連携幼保連携型認定こども園ＯＵＲＳ館山に入園予定の子どもの保護者とする。

(2) 公私連携法人（事業責任者及び園長予定者等）

(3) 館山市（教育委員会教育部こども課長、こども課副課長、移行対象施設の施設長等）

（協議事項）

第３条 ３者協議会は、次の事項について協議する。

(1) 開園後の認定こども園の教育・保育に関する事項

(2) 運営の引き継ぎ及び引き継ぎ保育の内容に関する事項

(3) その他認定こども園の運営に関し、会長が必要と認める事項

（会長及び副会長）

第４条 ３者協議会には、会長１人及び副会長１人を置く。

２ 会長は第２条第３号に規定するこども課長とし、副会長は同条同号に規定するこども課副課長とする。

３ 会長は、会議を総括する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 ３者協議会は会長が招集し、開園までの間に年３回程度開催する。

２　会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　３者協議会の庶務は、教育部こども課において行う。

（解散）

第７条　３者協議会は、令和７年３月３１日をもって解散する。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、３者協議会で協議して定める。

附則

　この要領は、令和５年６月３０日から施行する。